

但、壹手永六石壹斗壹升九合宛、壹勺は平嶋に入

右の通り仰せ付けられ候、大豆は下ノ関より受取、米は小倉御蔵より渡り候に付き、村々より人足にて六月十日に受取

〔国作手永大庄屋日記〕

一手永当たり米一〇石一升、大豆六石一斗一升九合の割り当てである。藩からの救済は、七月にも大麦・大豆・小糠の救済があった。国作手永の豊津町域の村々への割り当ては第99表のとおりである。

ほかに、徳人（富裕者）からの救済があり、国作手永内の四人から、困窮の者へ救済がなされた。この内三軒は大橋の商人であった（第100表参照）。

三 天保の飢饉

連年の凶作 天明の飢饉の後も、寛政期（二七八九—一八〇二）には、数年おきにひどい天災で不作が続き、**から飢饉へ** 農村は疲弊しているにもかかわらず、藩財政確保のため、寛政期の家老犬甘兵庫による改革で、年貢徴収の強行策が展開された。その上、文政十一年（一八二八）には、風水害による凶作で、農村は息つく暇もなく、天保の飢饉に突入した。

文政十三年（一八三〇＝天保元年）には、二度の風水害によって被害が出た。七月八日の風水害は、「この度の風、田畠ともに大分相障り申し候趣、別て早進みの稲には格別相障り申し候様子相聞へ、苦々敷存じ奉り

候」、同月十七日には二度目の風水害に遭った。大橋村では、四七町四反が冠水する被害を出している。「私ども稲虫見分仕候所（中略）遅植えの田坪には、いづれの村も格別稲虫多く御座候て、坪に寄り候ては、少々落込み等も相見え申し候、惣野すべて虫痛みと相見え、稲下葉殊の外枯葉多く、所に寄り候ては、野色怪しく赤く相見え候」（『国作手永大庄屋日記』）と、仲津郡大庄屋五人の連名で、風水害による被害届を出し、ウンカの発生を懸念する報告をしている。

この年、稲の実入りは思いのほか少なかったが、麦作が良かったので助かったという、不作の年であった（『北九州市史』近世編）。連年の天候不順による、天保の飢饉の前兆でもあった。

天保元年は、享保の飢饉から九九九年、天明の飢饉から四二年目に当たる。天保二年は、享保の飢饉の餓死者百回忌に当たり、同三年三月には、小倉の開善寺で大々的に、享保の飢饉による餓死者百年忌法要が執行されて、各郡から大庄屋一人、一手永から庄屋一人が惣代として参詣した。

天保二年、三年は何事もなく、平年作であった。同四年は、東北・北国・関東は凶作で、その影響で米価は上がったが、小倉藩は総じて、平年作より少し悪かった程度であった。

天保五年は、「麦不作に付き、庄屋中より歎出」と麦作が不作であった。この年は天候不順で、六月二十四日の夜から二十六日まで大風雨、翌二十七日午前十時ごろに風がやんでから、日照りが八月十日まで四日間続き、早魃による不作の年になった。

同六年も天候不順で、九月には「当秋作向、夏以来季候不順にて秋劣、その上風痛」の凶作で、仲津郡へ米九〇〇石の救米が支給された。同十二月には、仲津郡へ米四〇石四斗、一手永米八石八升ずつの救米が支

給された。

天保七年の凶作

天保元年の風水害、同五年・同六年は、天候不順による不作が続き、そのため、慢性的な農村不況が続いて、農村は年々飢饉の様相を呈していた。こうした中で、天保七年（一八三六）の凶作の年を迎えた。その年の凶作の模様を崎山村（現犀川町）庄屋磯七は、二年後の巡見使案内役として、巡見使の問いに「山付の村は皆無同様の所も段々御座候得ども、押し並べおよそ四歩通」（巡見上使様大村御泊一切控帳「永井文書」で、山付きの田は皆無（無収穫）同様であったが、平野部の被害は少なかったと見え、平均して平年作の四〇分の作柄であったと答えている。

また、「御巡見方御尋之節御答覚書」（永沼文書）には、「この年は、春以来雨滋に御座候て、麦作不熟の上、稲植付後も矢張り雨勝にあり、田方に虫付（中略）初秋まで雨降り続き、雨痛・虫痛にて大いに不毛上」であった。天候不順による凶作である。

「国作手永大庄屋日記」によると、この年は七回も風水害の被害を受けている。五月九日雨風洪水、同月十八日洪水、同月二十六日洪水、六月四日洪水、同月十二日洪水、「先ごろ以来別て雨天勝に付き、先々氣遣敷」と稲作が心配され、穀類の積み出しが禁止された。その後、田に稲虫が発生して、同月十九日には、藩から郡中へ鯨油が支給された。仲津郡には八〇挺の支給があり、国作手永には一六挺が支給された。田に鯨油を入れて駆除する。同月二十九日にはまた洪水、七月七日・八日は大風雨洪水で、天候異変の連続の年であった（第10回参照）。

第101表 天保7年4月～8月の天気

○晴天△曇天●雨天

日	4月	5月	6月	7月	8月
1	○	○	●	●	○
2	●	○	○	●	●
3	○	○	●	●	●
4	○	○	●洪水	○	○
5	○	●	●	○	○
6	○	●	○	○	○
7	○	○	○	●大風雨 洪水	○
8	○	○	●	●	○
9	○	●風雨 洪水	△	○	○
10	○	○	●	○	○
11	○	○	●	○	○
12	●	●	●洪水	○	●
13	○	●	○	○	●
14	○	○	○	○	○
15	○	●	○	○	○
16	○	●	○	●	○
17	●	○	○	○	○
18	○	●洪水	○	○	○
19	○	●	○	○	○
20	○	△	○	○	○
21	○		○	○	○
22	○	△	○	○	○
23	△	○	●	○	○
24	●	○	○	○	○
25	○	○	●	○	○
26	○	●洪水	○	○	○
27	○	●	○	○	○
28	●	●	●	○	○
29	△	○	●洪水	○	○
30	○	○	/	○	/

(「国作手永大庄屋日記」から)

天保七年の
飢饉の救済
天保七年十二月一日の夜、藩と農民に衝撃的な出来事が起きた。築城郡筋奉行延塚卯右衛門が、この年の年貢収納に関連して、財政確保維持のために、年貢の引き高を渋る藩と、連年の不作で困窮する農民の間に立ち、農民の窮状を見るに忍びず、根付料の取り立てを自己の一存で免除し、農民に有利に取り計らった責任をとって自刃したのである。筋奉行を自刃に追い込むほど、農村は連年の不作続きで、極限にまで疲弊していたのであろう。延塚卯右衛門は、のちに農民から義人としてたたえられた。

第5編 近 世

藩では、飢饉に対する救済手当てとして、天保七年十二月には郡中へ一五〇〇石の困稗を極難の者へ支給した。また、同月二十九日には、米をわずかではあったが支給した。翌八年二月二十三日には、昆布・干鰯^{ほしか}、三月二日には糠、同月八日には唐芋、同月二十六日には糠、また、極難の者へ米三升と糠一斗ずつを支給した(第102表照)。四月には、郡中へ三〇〇俵の扶助米が支給された(第103表参照)。

八月には、極難者の救済のために、小倉橋本御番所前から、湊口御番所前の水尾筋の川^{かわ}凌^あえを三〇日間させることにした。道具は藩から貸し与え、働ける者は女でも一五歳ぐらいの男でも雇われた。三〇日間の川凌^あえの内、町方に一五日間、在方に一五日間が充てられ、在方は八月一日から一五日間であった。

川凌^あえの出夫は延べ七五〇〇人で、内一二五〇人は企救郡で、残り六二五〇人が五郡からの出夫で、そのうち正出夫は一郡に七五〇人である。一日一郡から五

第102表 天保7年飢饉における村別救済

支給日	天保7年飢饉における村別救済										
	天保 7.12.29	天保8.2.23			8.3.2	8.3.8		8.3.26	8.3.26		
品目	米	支 給 人 数	昆 布	ほ し か 鰯	糠	支 給 人 数	唐 芋	糠	支 給 人 数	米	糠
村名	斗	人	貫 匁	升 合	俵	人	斤	俵	人	斗 升	斗
上坂	2	21	1.574	3.4	2	11	95	2	1	3	1
綾野	3	28	2.630	4.5	3	16	138	5	5	15	5
下原	2		1.410	2.4	4	11	95	3	3	9	3
菅見	2	36	3.284	5.8	5	26	224	5	4	12	4
有久	2	10	940	1.6	2	5	50	2	1	3	1
徳政	2	17	1.998	3.4	4	19	163	5	4	12	4
国分	4	44	4.136	7.2	5	26	224	8	6	18	6
国作	4	45	4.150	7.8	5	28	241	6	3	9	3
惣社	2	11	1.034	1.8	2	9	77	2	3	9	3
田中	2	48	4.512	7.8	6	26	224	6	6	18	6

(「国作手永大庄屋日記」から)

○人ずつの出夫であるが、出夫が多数のため三組に分けて、一番方五日間、二番方五日間、三番方五日間と交替で出夫した。在方の出夫は、人馬小屋を宿舎に充てての出夫で、五ツ時（午前八時）から七ツ過ぎ（午後四時）までの勤務で、一日米一升が支給された。一人五日間の出夫で米五升の救済であった。

覚

一七千五百人

六郡川浚夫高

内千貳百五拾人

企救郡夫高引

残六千貳百五拾人

五郡出夫高

内一三千七百五拾壹人

正出夫

但一郡二付七百五拾人 貳歩宛、日数十五日二割一郡二付五拾人宛

一貳千四百九拾九人

出入夫

飢饉の救済のために、在方の百姓を小倉へ呼び寄せて川掘りさせる救済は、享保十七年の飢饉のときと同様で、このときも一日米一升ずつを支給している。

天保八年は、麦作は不作であったが、稲作は近年にない豊作（「国作手永大庄屋日記」となった。

天保九年の不作

しかし、翌九年（二八三八）は、夏以来雨が多く不作の年であった。「長井手永大庄屋日記」に、川筋破損、池土手切れなどの水害による被害などが記録されており、七月二十

第103表 天保7年飢饉における郡別扶助米

郡名	俵数	仲津郡の手永別俵数
企救郡	69俵	国作手永 8俵 元永手永 10俵 長井手永 10俵 節丸手永 8俵 平嶋手永 10俵
田川郡	66俵	
京都郡	35俵	
仲津郡	46俵	
築城郡	36俵	
上毛郡	38俵	
御領分	10俵	
計	300俵	46俵

（「国作手永大庄屋日記」から）

七日には、他郡へ穀類の持ち出しを禁止する「穀留」が通達されている。

十二月に、長井手永大庄屋長井覺七から筋奉行小出段藏へ差し出した「長井手永戌秋欠落者解崩家調子帳」には、年貢を納めるために一切を売り払ったが、なお内借が残り、欠け落ちした者が六人、家を売り払い、年貢上納に充てた者が一人記録されている。この年の不作を『中村平左衛門日記』（北九州市立歴史博物館刊）には、「申の歳（天保七年）の弟と申す位なり」「一統困窮におよび候」という年であった。

天保九年の不作による救済 天保九年の不作による、郡中の困窮する百姓のために、翌十年正月八日には米を支給し、救済に当たった。仲津郡には二〇四俵が支給され、うち、国作手永の難儀百姓一四四人へ

米一六石が支給された。四月三日にも郡中の困窮する百姓へ麦が支給された。企救郡一一二俵、田川郡一一〇俵、京都郡六八俵、築城郡六四俵、上毛郡・御領分五六俵、仲津郡には八〇俵の支給があり、国作手永の難儀百姓一四四人へ六石四斗が支給された（第104表参照）。

天保の飢饉による人口動態 連年の凶作続きで、農村不況で生活に行き詰まった百姓は生活の糧を求めて、田畠を放棄して、村を出ていった者が多く見られる。第105表は、仲津郡の天保五年（一八三四）の人

口に対する同十一年（一八四〇）の人口動態である。

豊津町域の大部を占める国作手永・節丸手永を見ると、国作手永は、軒数で五六軒、人口で二二六人が村を離れている。これは、仲津郡内で突出した人口流出である。理由は何であろうか。欠け落ち先は分からないが、連年続く飢饉で、百姓に見切りをつけて、一家挙げての欠け落ちである。

このような欠け落ち百姓の出現は、村内に多くの手余り地を出し、亡村になりかねない状況で、村の再生

第3章 江戸時代

産に大庄屋をはじめとする村役人は、頭の痛い問題を抱えることとなるのである。

国作手永の多数の欠け落ちに對して、節丸手永は逆に軒数で七軒、人口で五〇人の増加となっている。仲津郡五手永の内、唯一増加を示している手永である。この理由は何であろうか。課題の残るところである。

江戸時代の農民と飢饉は、宿命ともいえるほどで、農民の窮状に對して、飢饉のつど藩からは、窮民対策が一応とられているのであるが、飢饉に對する根本的な救済対策は無にひとしく、天災による凶作のたびに、ひどい窮状にほんろうされるのは、いつも弱い立場にある百姓たちであった。

第104表 天保9年の不作における村別救済

支給日	天保10. 1. 8			天保10. 4. 3		
	支給人員	米		支給人員	麦	
村名	人	石	斗 升	人	斗 升 合	
上 坂	5	5	6	5	2	2 3
綾 野	8	8	9	8	3	5 5
下 原	5	5	6	5	2	2 3
皆 見	10	1	1 1	10	4	4 4
有 久	3	3	3	3	1	3 3
徳 政	8	8	9	8	3	5 5
国 分	12	1	3 3	12	5	3 3
惣 作	13	1	4 4	13	5	8 0
田 中	5	5	6	5	2	2 3
	10	1	1 1	10	4	4 4

(「国作手永大庄屋日記」から)

第105表 天保飢饉における仲津郡の人口増減

手永名	天保 5 年				天保 11 年				差引増減			
	軒数	男	女	計	軒数	男	女	計	軒数	男	女	計
国 作	804	1750	1598	3348	748	1601	1511	3112	△56	△149	△87	△236
節 丸	938	2148	1929	4077	955	2168	1959	4127	7	20	30	50
平 嶋	711	1561	1490	3051	698	1501	1419	2920	△3	△60	△71	△131
長 井	884	2028	1854	3882	883	1986	1849	3835	△1	△42	△5	△47
元 永	1004	2377	2170	4547	989	2310	2087	4397	△15	△67	△83	△150
計	4341	9864	9041	18905	4273	9566	8825	18391	△68	△298	△216	△514

(「仲津郡人別男女増減差引帳」永井文書から)